

# 新型コロナウイルス感染症に伴う大田区コミュニティバスの特例措置について

## 1. 経緯

- 大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」は平成21年10月から約9年間試行運行を行った。令和元年7月から本格運行へ移行している。
- 毎年、収支欠損額を出しており、区が予算の範囲内で補助している。



平成29年度に本格運行へ移行する条件及び本格運行を継続する条件を以下のとおり設け、令和3年度に特例措置の考え方を設けた。

## 2. 区の考え方

### 【運行条件】

- 本格運行移行条件は収支率50%以上（平成30年度の収支率が50.4%で達成）
- 本格運行継続条件も収支率50%以上
- 試行運行は2019年度（令和元年度）までとする。（令和元年7月から本格運行開始）

条件の根拠は以下の4点

- 大田区補助金適正化方針に「補助金は区民等の主体的活動や自立的運営を支援するために交付するものであり、補助金に依存する事業運営になってはならないことから、補助率の上限を、原則、補助対象経費の1/2とする。」と記載されている。
- 本格運行への移行条件及び継続条件として、収支率50%を基準としている自治体が多数ある。
- コミュニティバスは地域が支えるバスであるため、地域に相応の努力が求められる。
- 地域間における公金投入の不平等是正

### 【運用方法】

#### ・試行運行時

条件を達成した時点で本格運行へ移行する。

#### ・本格運行時

継続条件が適正に運用されているかを毎年確認する。利用実績について地域に随時報告し、2年目から4年目までに収支改善に向けて対策を行い、5年目で休廃止の最終判断を行う。

### 【特例措置】

感染症等の影響で利用者が減少し、人為的な取り組みでは利用率を向上させることが困難な事象が発生した場合には、当該年度を運行継続条件の対象外とすることとする。

## 3. 新型コロナウイルス感染症に伴う運行収入及び利用者数の減少について

○令和3年度も新型コロナウイルスの影響が引き続きで、令和3年度の利用者数及び運行収入は令和元年度実績と比較し、それぞれ33.7%、22.4%減少している。

### 【令和3年度対元年輸送実績】

	利用者数	運行収入
令和元年度	73,201人	8,747,152円
令和3年度	48,551人	6,790,772円
減少数	-24,650人	-1,956,380円
対前々年度減少率	33.7%	22.4%
令和2年度（参考）	43,384人	5,384,691円



■本格運行移行後は、4年連続で収支率50%を切ると休廃止となる。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数及び運行収入は前々年度と比較し大幅に減少し、収支率は40.7%であった。また、緊急事態宣言等発令の影響が大きく収支率50%達成を更に困難な状況にした。そこで、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み特例措置として本格運行継続条件の対象外とする。

⇒よって令和4年度を本格運行継続条件の対象年度2年目とする。

（右表を参照）

## 4. 本格運行開始から休廃止までの流れ

○令和4年度～令和7年度まで4年連続収支率50%未満と仮定した場合

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
本格運行継続年数	1年目	対象外	対象外	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
休廃止までの年数				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目（※1）
本格運行開始から休廃止までの流れ	本格運行開始	特例措置（本格運行継続条件対象外）	特例措置（本格運行継続条件対象外）	収支率50%未満と仮定	地域と現状を共有し、地域ができる対策を検討、実施	収支改善に向けた施策を検討	改善運行	地域公共交通会議を経て休廃止

（※1）：令和8年5月頃に休廃止の判断基準である令和7年度末の最終実績が分かる。それ以降に種々の手続きをして令和8年度中に休廃止の予定。



本格運行を継続するために、運行経費を削減し収支改善に向けた施策を、地域とともに検討した後、実施し令和7年度までに収支率50%を達成できるように取り組む。  
⇒4年間で収支率50%を達成できないと休廃止となる。

## 5. 令和4年度以降の特例措置の可能性について

令和4年度以降も新型コロナウイルスの影響が著しい場合は、特例の対象とすることを検討する。

## 6. 特例の対象となる判断基準

令和4年度以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期間となり、人為的な取り組みでは利用率の向上が困難と認められた場合は次年度以降も特例措置の対象とする。詳細の基準に関しては別紙2のとおり。

## 令和4年度以降の特例措置適用基準について

### 1. 緊急事態宣言等が発出された日数

年度	種別	始期	終期	日数
令和2年度	緊急事態宣言	令和2年4月7日	令和2年5月25日	49日
	緊急事態宣言	令和3年1月7日	令和3年3月21日	74日
計				123日
令和3年度	まん延防止等重点措置	令和3年4月12日	令和3年4月24日	13日
	緊急事態宣言	令和3年4月25日	令和3年6月20日	57日
	まん延防止等重点措置	令和3年6月21日	令和3年7月11日	21日
	緊急事態宣言	令和3年7月12日	令和3年9月30日	81日
	まん延防止等重点措置	令和4年1月21日	令和4年3月21日	60日
計				232日

### 2. 令和元年度以降の収支率

令和元年度収支率・・・50.2%

令和2年度収支率・・・29.1%（元年度比21.1%減）

令和3年度収支率・・・40.7%（元年度比9.5%減）

### 3. 令和4年度以降の基準として

令和3年度は緊急事態宣言等が232日あった影響で令和元年度と比較して9.5%（50.2%－40.7%）収支率が減少している。緊急事態宣言等が発出されると1日あたり収支率が0.04%（9.5%÷232日）減少することになる。

令和4年度以降は緊急事態宣言等が発出された場合、1日あたり0.04%を収支率に加算して収支率が50%以上となる場合は「緊急事態宣言等がなければ目標収支率50%以上を達成していた」とみなし、特例措置を適用する。

特例措置適用基準：収支率＋0.04%×緊急事態宣言等の日数＝50%以上

（例1）収支率が45%だったが、緊急事態宣言等の日数が150日だった場合

$$45\% + 0.04\% \times 150 \text{日} = 51.0\%$$

⇒緊急事態宣言等がなければ収支率51%と目標収支率50%以上を達成していたと考えられるため、特例措置の対象とする。

（例2）収支率が45%だったが、緊急事態宣言等の日数が100日だった場合

$$45\% + 0.04\% \times 100 \text{日} = 49.0\%$$

⇒緊急事態宣言等がなくても収支率は49%と目標収支率50%以上を達成できなかったと考えられるため、特例措置の対象外とする。

※令和2年度はコロナ禍初年度であり、基準を設けることが困難だったため適用外とする。